

鹿児島県大学図書館協議会の県外研修への補助に関する申し合わせ

平成 25 年 9 月 12 日
鹿児島県大学図書館協議会総会

鹿児島県大学図書館協議会（以下「協議会」という。）は、加盟館に所属する職員（以下「加盟館職員」という。）の県外研修の受講を促し、その成果を共有するため、加盟館職員の資質向上・育成を目的とした補助について、下記のとおり取り扱うものとする。

記

（実施期間）

第 1 令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間とする。特段の理由がない限り、次年度へ延長する。その後も同様とする。

（補助対象研修）

第 2 補助の対象となる研修は、加盟館のサービス向上に資するものとし、その成果を共有できるものとする。

（募集時期）

第 3 随時公募することとする。

（補助対象者）

第 4 加盟館は、各公募に 1 名申請することができる。

第 5 補助対象者は加盟館職員とし、雇用形態は問わないものとする。ただし、本研修の成果を加盟館に報告できる者とする。

（補助内容）

第 6 予算は、前年度の残額とする。

第 7 各公募の補助対象者 1 名に対する補助額は実費相当とする。ただし、実費額が 5 万円を超える場合は、研修委員会で協議することとする。

第 8 補助を行う経費の範囲は、参加費、交通費および宿泊費とする。

（申請方法）

第 9 加盟館は、各公募期間に、申請書（別紙様式 1）により協議会代表館館長に申請するものとする。

（選考）

第 10 研修委員会は、申請の内容を精査し、対象者を決定する。選考は「鹿児島県大学図書館協議会の県外研修への補助に関する選定基準」に準じて行うものとする。

第 11 研修委員長は、選考結果を協議会代表館館長および全加盟館に報告するものとする。

（報告）

第 12 本補助により研修に参加した者は、研修委員会が開催する研修会で報告又は報告書を会報

に掲載することとする。

- 2 前項の研修会での報告は、参加者本人が行うものとする。ただし、本人による報告が困難な場合は、協議会代表館館長および研修委員会で協議する。

(評価)

第13 研修委員会は第1条に定める実施期間終了後、本補助事業を検証・評価し、協議会総会に報告するものとする。

第14 本申し合わせに疑義が生じた場合は、協議会代表館館長および研修委員会にて協議する。

附 則

この申し合わせは、平成28年5月30日から実施する。

この申し合わせは、平成30年5月28日から実施する。

この申し合わせは、令和3年7月9日から実施する。